

県内のみなさまに

改正労働基準法をお知らせしたい!



2018年6月29日、働き方改革関連法が成立し、**労働基準法**は制定以来70年ぶりに**大きく改正**されました



労働者が何も言わないから年次有給休暇は与えなくていいや。



残業は労使で決めた分、働かせてもいいんですよ。



残業代、うちは中小企業だから割増率は2割5分でいいんだよね。



管理監督者は労働時間を把握しなくてもいいんですよ。



今回の改正では、**全て見直し**されています
来年(2019年)4月1日から、順次施行される予定です

知らないで大変なことになりそうもっというろいと知りたいけど、どうしたらいいかな



このリーフレットの**裏面**でご案内します



兵庫労働局・労働基準監督署

改正労働基準法のお知らせ方法

立入調査・指導ではないので
是正勧告などは行いません!

● お伺いしてご説明します

労働時間相談・支援班（※）の班員が
個別に訪問して、改正法の説明や、
各企業の実情に合わせた労働時間管理など
のアドバイスをいたします

※ きめ細やかな相談・支援を行うために
特別に編成されたチームです



問い合わせ方法

- 以下をご記入の上、最寄りの労働基準監督署 又は 兵庫労働局労働基準部監督課に F A X を送信してください
- 後日、担当から日程調整などのご案内の電話をいたします

【FAX送付先（FAX番号）】

最寄りの労働基準監督署

神戸東署 (078-332-5918)

神戸西署 (078-575-0275)

尼崎署 (06-6482-5669)

姫路署 (079-224-1486)

伊丹署 (072-772-6226)

西宮署 (0798-26-3799)

加古川署 (079-422-5004)

西脇署 (0795-22-5001)

但馬署 (0796-22-5146)

相生署 (0791-22-1021)

淡路署 (0799-22-2536)

兵庫労働局労働基準部監督課 (078-367-9165)

ご希望される場合、をお願いします

個別訪問を希望します

企 業 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
ご 担 当 者 様	

※ 同一労働・同一賃金の説明も希望する場合、以下に 印 をお願いします

同一労働・同一賃金の説明も希望します